

道路維持作業用自動車手続きの流れ(指定申請)

① 警察署で構造等の審査

必要書類等

- 指定申請書(余白に『審査済みであることを証明する。』記載入り) 1通
- 申請する自動車(前後左右の写真1部でも可、車体の両側面と後面が150mmの白色帯状でその他の部分が黄色、かつ黄色の灯火が備え付けられたもの)

「審査済み証明書」を受け取り、関係書類とともに運輸支局へ



② 運輸支局での手続き

- 自動車検査登録・構造変更検査登録・記載事項変更登録
(車検証に道路維持作業用自動車である旨記載されます。)



③ 公安委員会(窓口は警察署)への届出申請

必要書類

- 指定申請書 1通
- 自動車検査証記録事項が記載された書面の写し 1通
- ナンバーが確認できる車両前後の写真 1部

※申請にかかる契約等がある場合

- 道路管理者等との業務委託契約書等 1部

・ スムーズな申請のため、①で受けた「審査済み証明書」をお持ちください。



④ 警察署で指定証を受理(申請手続き完了)

- ・ ①で受けた審査済み証明書と指定証を引き替え
- ・ 受け取った指定証は申請車両に備え付けてください。

※道路維持作業用自動車として使用しないこととなったときは、速やかに指定証を申請した警察署に返納してください。